

高校生のための税金入門

地方税講義パート

大阪経済大学 漆さき

地方税、どんなイメージ？

- なんで地方税があるんでしたっけ
- 東京とか大阪、大都市がお金持ち？
- 地方はお金がない？皆が住んでいるところはどう？
- ふるさと納税？肉とか果物がお得にもらえるやつ？
- 泉佐野市、アマゾンギフト券配ってたな！なんか裁判にもなってた？

⇒今日は本ではあまりしなかった、地方間の税収格差と地方法人税の話&これからのふるさと納税の話をしてします



なくなり次第終了。Amazonギフト券付きふるさと納税。

100億円還元

閉店キャンペーン! 2月・3月限定!

[詳しくはこちら](#)

The advertisement features a yellow background. On the left is a cartoon illustration of a man in a suit and glasses. The main text is in large, bold black characters. A circular badge on the right indicates the campaign's duration. A button at the bottom provides a link for more information.

国の税金と地方の税金

- 国は国で、地方は地方で税をとっている…なんで？

：憲法92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」

憲法94条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、および行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」

⇒地方自治体は、国のいうことをそのまま聞くのではなくて、自分たちで住民の意見を聞いて、地域の事情を反映し、自分で責任をもってやっていってほしい、ということ。そしてそれは自分たちでお金を調達できてこそ成り立つ、という考え方。

どんな地方税があるかな？

- 個人住民税（所得）…その都道府県・市町村に住民票のある人が払う
- 法人住民税（所得）…その都道府県・市町村に事務所等のある法人が支払う
- 法人事業税（外形）…その都道府県で事業を行う法人が支払う
- 固定資産税（資産）…その市町村に固定資産を所有している人が払う（例外有）
- 地方消費税（消費）…国がまとめて徴収した後、商業統計、人口、従業員数に応じて各地方に配分

⇒地方税収がたくさん入るためには…

- その地域に人がたくさん住んでいて、住んでいる人の所得が高い
- その地域に会社の事務所等があり、その会社の所得が高い
- その地域で事業を行う法人があり、事務所の広さや従業員数、生み出す価値が多い
- その地域の土地の評価額が高い
- その地域で消費をする人が多い

地方税の考え方ー応益負担

- 応益負担：利益を受けた人が受けた利益の分、税を負担するべき、という考え方
 - ⇔ 応能負担：税を担う能力のある人が能力に応じて税を負担するべき
- これらの原則には課税の根拠、負担の分担という二つの側面
- 所得の再分配は全国的な規模で行う必要があり、課税によって所得分配の不平等度を縮小する、という意味で再分配効果を発揮する累進課税は、国税で行えばよい。地方税にはその必要性は低い。
 - ⇒ 地方税は所得課税でも均等割（所得にかかわらず同額）や所得割（課税所得の一定割合）という税のかけ方

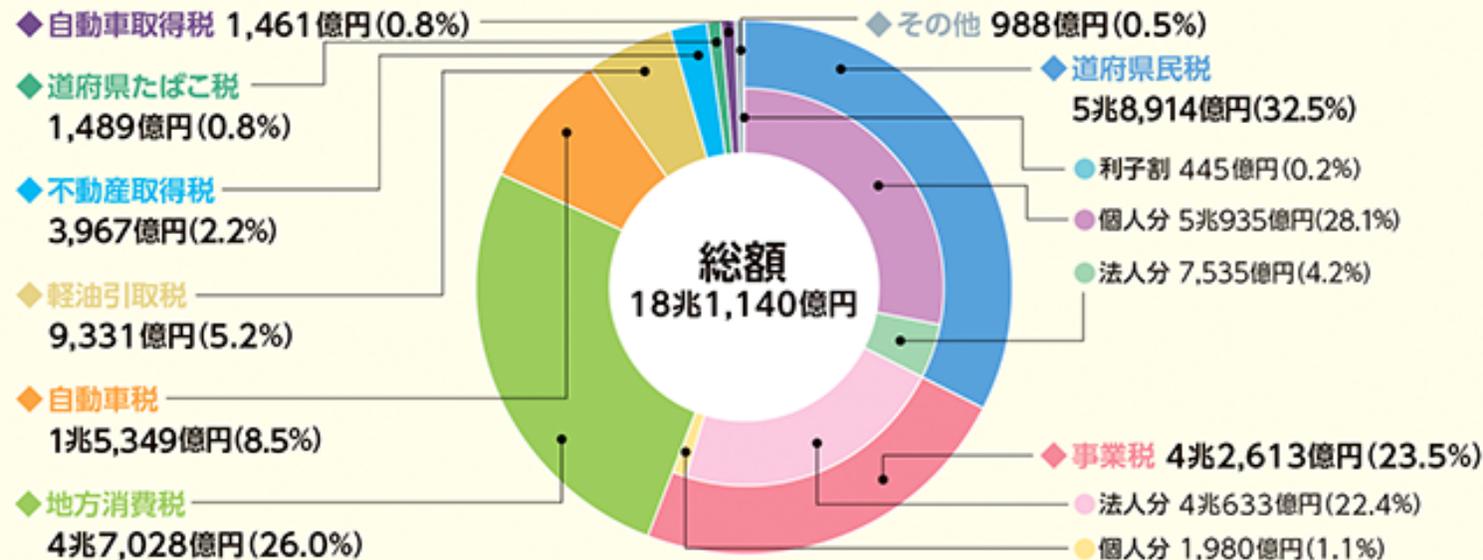
「応益」のいう「利益」って？

- 確かにその地域に住んでいる人や、土地家屋を持っている人、その地域にある法人は、道路や水道設備、警察といった公共サービスの恩恵を受けているだろうと考えられる
- でも、「たくさん利益を受けている人がたくさん税を払うべき」と考えた時に、「利益をどのくらい受けているか」って、どうやってはかるの？
- 法人と個人が受ける利益は違う？
 - ⇒ 外形標準課税：事業所の床面積や従業員数、資本金、付加価値など外観から客観的に判断できる基準を課税上考慮する
- そもそも法人に対する税を最終的に払っているのは誰？
- 超過課税は投票権のない企業に偏っている、という指摘も。

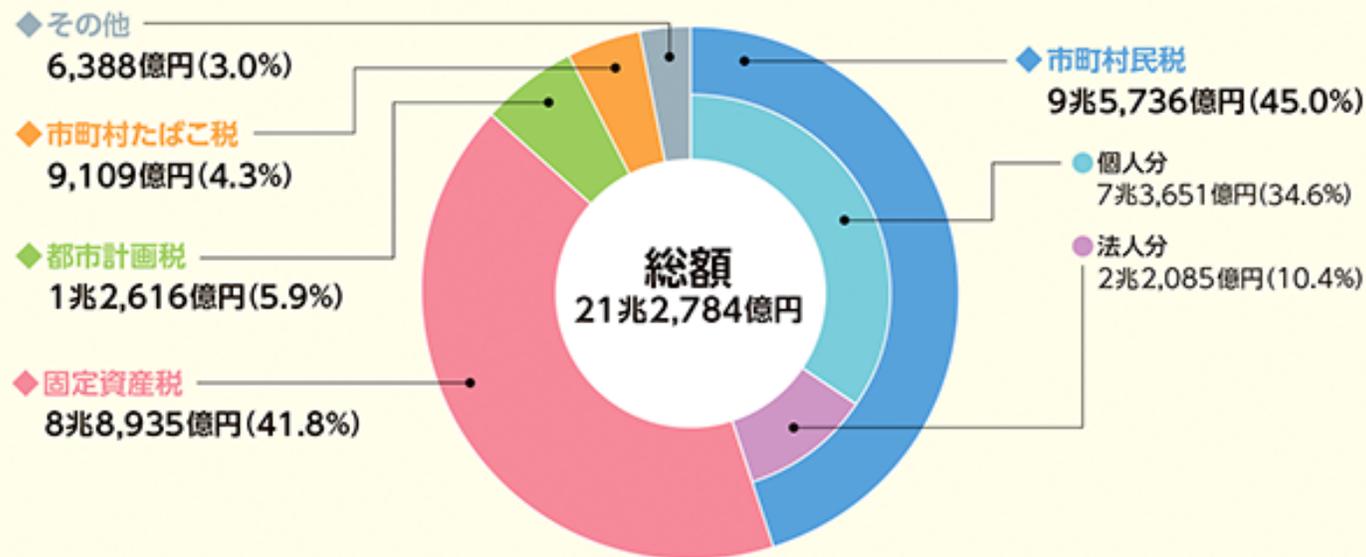
地方税収の構成

- 道府県税のなかの法人が負担する部分は全体の4分の1ほど。
- 日本全体の法人事業税・法人住民税の4分の1は東京都に集中している。
- 地方税全体では人口一人当たり税収の最大と最小の格差は2.4倍、法人二税だけだと6.1倍（平成28年度決算）。

道府県税の税収の構成 (平成28年度決算)



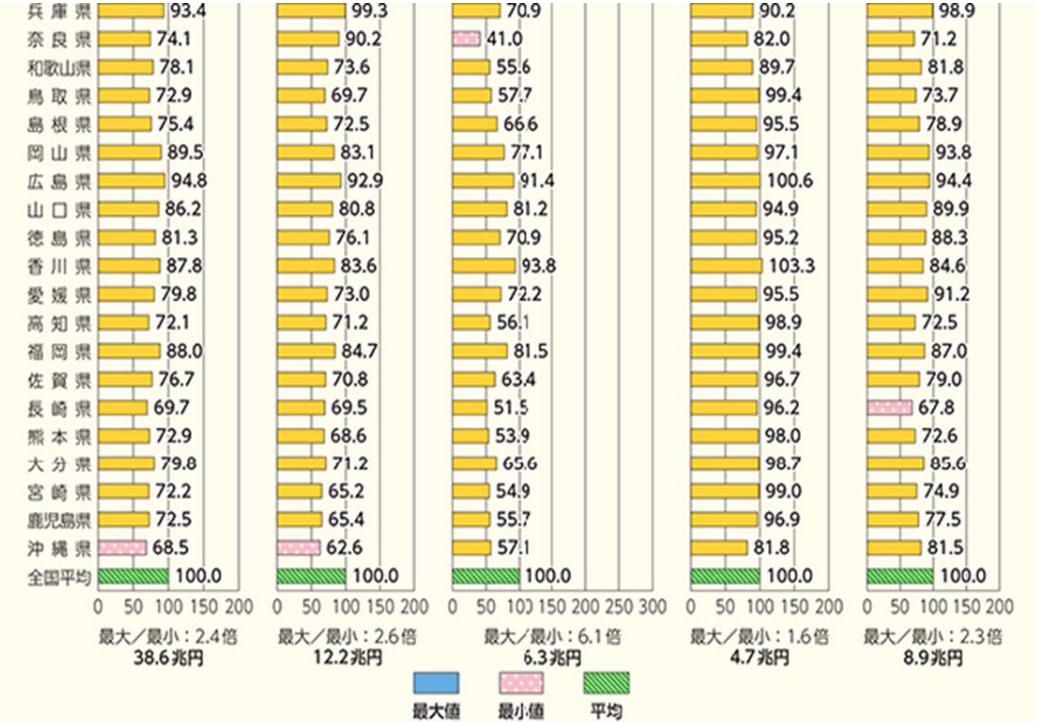
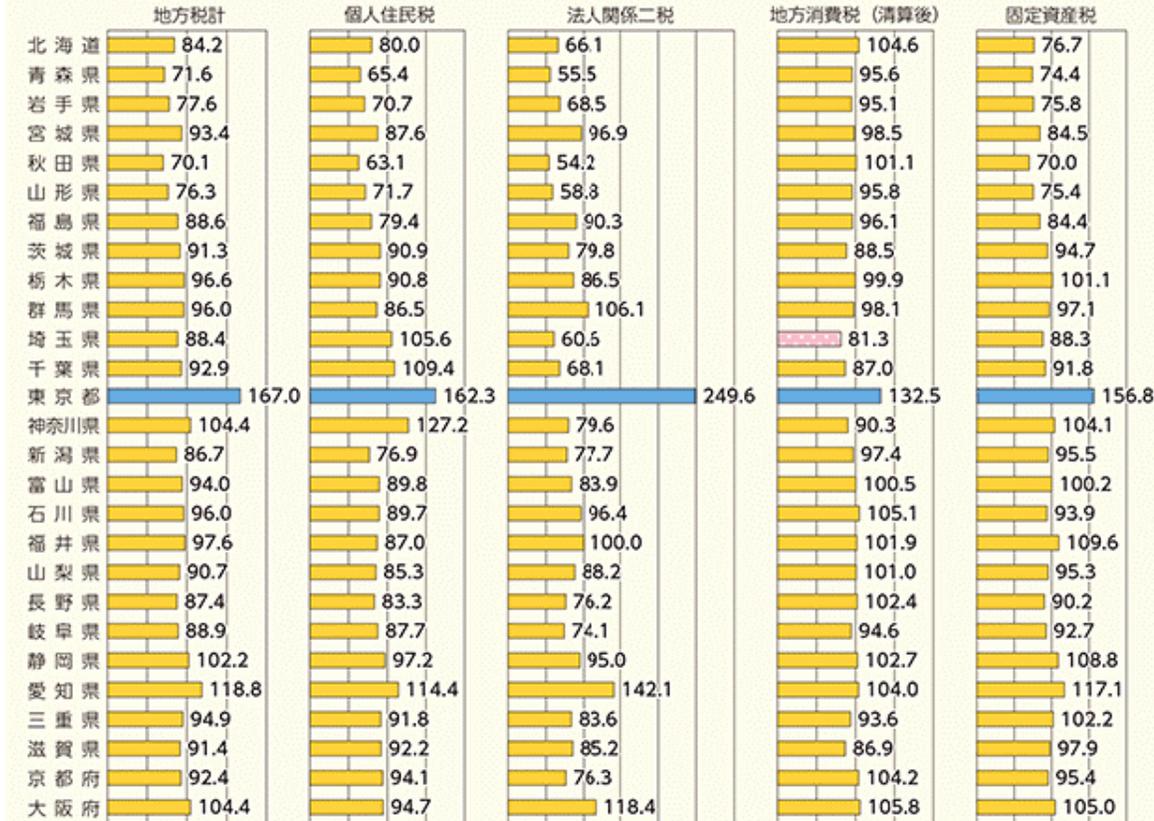
市町村税の税収の構成 (平成28年度決算)



地方間の財政格差

第27図 地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成28年度決算)



※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
 ※地方消費税については、平成28年度決算における清算前の税収を、平成28年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。
 (注) 1 地方税計の税収額は、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 2 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 3 法人関係二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別課税を含まない)の合計額であり、超過課税分を除く。
 4 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 5 人口は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

地方財政における自主財源の比率

- 平成28年度の決算額によると…

- 都道府県の歳入中における地方税収入の割合は39.2%（地方交付税・譲与税等を合わせた一般財源では60.5%）。
- 市町村の歳入中における地方税収入の割合は約32.8%（地方交付税・譲与税等を合わせた一般財源では47.6%）。

⇒ 自分たちで課した税は地方自治体の歳入の30～40%でしかない。

- 残りは国税収入からの交付金や譲与税等、ということで、現状では地方の財政面での国依存は否定しがたい

どんな条例でも作ってもいい？ — そうでもない！

- 神奈川県臨時特別企業税事件

- 当時、神奈川県はお金がなく（欠損金があるために事業税を払わない法人が多かった）、支出減も難しい状況であった。頼りにしていた地方税法の改正は進まず、このままでは赤字がかさむことは明らか。なんとかするために、地方税法で課税されない部分に課税する条例を自分たちで作ろう！
- 「法定外普通税」として、条例で「欠損金は考えないことにした場合の所得の額（欠損金額を上限とする）」に課税をする「臨時特別企業税」をつくった。
- これに対して、神奈川県に工場を有する納税者であったいすゞ自動車が裁判を起こした。

どんな条例でも作ってもいい？ — そうでもない！

- 神奈川県臨時特別企業税事件

- 地裁は納税者が勝訴、高裁は神奈川県が勝訴、最高裁は納税者が勝訴、と逆転が続いた。

- 最高裁「地方自治法第14条第1項は、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて、同法第2条第2項の事務に関し条例を制定することができる」と規定しているから、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容および効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。」

「憲法は、普通地方公共団体の課税権の具体的内容について規定しておらず、法律の範囲内で条例を制定することができるとしているだけである。憲法上、租税法主義の原則の下で、普通地方公共団体の課税権は、これに従って、その範囲内で行使されなければならない。法定外普通税に関する条例において、同法が定める法定普通税についての強行規定に反する内容の定めを設けることによって、当該規定の内容を実質的に変更することは、同法の規定の趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものとして許されないと解される。」

どんな条例でも作ってもいい？

—そうでもない！

- 神奈川県臨時特別企業税事件

- 最高裁「各課税事業年度における法人事業税の所得割の課税標準である所得の金額の計算上、原則として繰越控除欠損金額を損金の額に算入しないものとして計算した場合における当該各課税事業年度の所得の金額に相当する金額をその課税標準とするように見えるものの、同項括弧書きにおいて繰越控除欠損金額に相当する金額がその上限とされており、さらに、繰越控除欠損金額の上限は欠損金の繰越控除をしない場合の所得の金額であることからすれば、**その実質は、繰越控除欠損金額それ自体を課税標準とするもの**にほかならず、法人事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所得の金額の計算につき**欠損金の繰越控除を一部排除する効果を有するもの**というべきである。」

⇒ 地方税法の法定税の部分は皆が選択の余地なくやらなくちゃいけないこと（強行規定）なので、それを無視したり、実質的に変更したりするような条例は法律違反。今回の臨時特別企業税はそういうものにあたるため、法律違反で無効。

法定外税の余地はそんなにない？

- 地方税を巡っては、地方自治ということが特に問題となる。地方自治を具体化するものとして法定外税の活用が取り上げられることも多い。
- しかし、低い税率でも相当規模の税収が得られる課税ベースは既に税制に組み入れられている。したがって、新たに税源を探すとなると、実際問題としては規模の小さいものしか残されていない、という指摘も。
- さらに、法定税を変更するようなものが許されないとする、法定外税の余地はあまり大きくない可能性もある。

ここまでの話をまとめると…

- 法人に関わる地方税は、「応益」の部分が曖昧
- 法人には選挙権がなく、事業用の建物や雇用者を考えると移動が大変。超過課税は法人に偏りがち？
- 法人に関わる地方税は特に都道府県にとって重要性が高いが、偏在の問題が大きい
- 地方自治体の収入のうち、自分で課税している分は30～40%
- もっと自分たちで新しく税を作って課税しよう！と思っても、その余地はそんなに大きくない…かもしれない

特別法人事業税という選択

- 法人二税（法人住民税・法人事業税）を中心とした税源の偏在が問題視されてきた
- しかし、地方自治体に税源を移譲しても偏在の問題は解決しがたい
- 特別法人事業税は、これまで地方税として課税してきた法人事業税の一部を国税として分離して、税収を「特別法人事業譲与税」として、地方自治体で分け合う原資とするもの
- 「特別法人事業譲与税」は、人口を基準に各地方自治体に配分することとなっている

ふるさと納税の意義

- ふるさと納税報告書

1. 自分の意思で納税先を選択できる
2. ふるさとに貢献したいという気持ち可以实现できる
3. 情報提供の自治体間競争が刺激される

⇒ 財政格差の緩和が目的なわけではない

- 実際、ふるさと納税の格差是正効果は限定的、とされる

- 必ずしも格差の低い地方自治体に寄付されるわけではない
- 小規模な地方自治体は情報発信に割けるリソースも少ない
- 返礼品に関わる費用があるので、格差是正手段としては非効率

ふるさと納税の仕組み

- 好きな自治体に寄付をすると、その寄附金のうち2000円は自己負担になるものの、2000円を超える部分の金額（上限有り）については、納めるべき所得税と翌年度の個人住民税からそれぞれ引いてもらえるので、払うべき税が寄付した分少なくなる。
- その結果、その人が寄附金を引いてもらったことで国と居住地の自治体が失った税収分が、寄付先に選んだ自治体に移動した形になる。

自治体から見たふるさと納税

- 国からの補てんである地方交付税交付金は、「基準財政需要額」から「基準財政収入額」を引いた額。
- しかし、ふるさと納税による寄付は「基準財政収入額」に算入しなくてよいことになっているため、ふるさと納税でたくさん寄付をもらっても、その分の交付金は減らない。
- また、住民税の税収と、ふるさと納税での税収を比較し、税収がマイナスになった場合は、そのマイナス分の75%が特別交付税として「国」から補填される。住民税の流出が4億円、ふるさと納税の流入が1億円、トータルすると、マイナス3億円。しかし、その3億円のうち75%、つまり、2億2500万円は交付税が入り、実質7500万円の税収減ということになる。
- ただし、東京都は交付金を受けていないため、ふるさと納税で流出した分はそのまま純減となっている。

ふるさと納税の返礼品 還元率ランキングベスト70

全ジャンル総合の還元率ランキングです。

「サイトを絞る」を押すと、寄付できるふるさと納税サイト毎に見ることができます。

返礼品名をクリックすると詳細説明を確認できます。

※返礼品を人気順に見たい方はこちらをご覧ください

還元率順	金額順	種類順	▼ サイトを絞る
1	109.2%	 肉	鹿児島県 日置市
		《生産者応援》鹿児島県産黒毛和牛...	10,000円
2	102.8%	 -	高知県 四万十市
		[新型コロナ被害支援品] 四万十ひす...	15,000円
3	99.9%	 肉	鹿児島県 志布志市
		鹿児島県産黒毛和牛モモスライス...	25,000円
4	99.5%	 海鮮	高知県 芸西村
		訳ありカツオのタタキ 1.5kg	8,000円
5	99.4%	 米	福岡県 みやま市

返礼品競争の過熱

- 寄附を行うことで寄附先自治体から「返礼品」が受け取れるという「お得感」が注目を集め、納税者の間では返礼品を目的とした寄附が広く行われるようになった。
- 同時に、自治体間では、寄附金収入を確保するために、いかに豪華な返礼品を用意するかという競争（返礼品競争・返礼率競争）が発生してしまっている。
- 返礼品を目当てとした寄附行動は、本来の意味での「寄附」とは言えず、納税意識・寄附意識の希薄化を招き、ふるさと納税そのものの制度趣旨を損なうことに。

ふるさと納税の返礼率競争は租税競争

- 競争相手の自治体の返礼率が高い自治体ほど返礼率が高くなる傾向
- 税控除を通じた住民税収の流出が大きい自治体ほど返礼率が高くなる傾向
- 財政的・経済的に脆弱な自治体ほど返礼率を高めて寄付を集める傾向
- 返礼率競争は自治体間格差を拡大させる
 - ⇒ 競争によって過大な返礼率（過少な実質税率）が設定されると、税源浸食、返礼品送付コスト等によって十分に公共財を提供できない&その地域の社会厚生を損なうことに。
 - ⇒ 返礼率に制限を設ける政策は正当化されうる

返礼率への規制

- 返礼率競争の過熱化を抑制するために、総務省は、2017年4月と2018年4月に返礼率を3割以下とすることを求める総務大臣通知を発出し、各自治体に対して、過度な返礼品を送付しないように求めた（ただし、この通知は法的拘束力のあるものではなかった）。
- しかし、一部の自治体がこれに反発して通知に従わなかったことから、2019年4月に地方税法が改正され、返礼率を3割以上とする自治体は、ふるさと納税制度の対象から除かれることとなった。

泉佐野市がしたこと

- 泉佐野市は、「過度な返礼品は控えて」という総務省の通知に大きく反発した地方自治体のひとつ。
- 地方税法が改正され、2019年6月1日からは、返礼品を3割以下とすることや地場産品以外を提供しないこと等の条件を満たさなければふるさと納税が適用されないことになった。
- 泉佐野市は駆け込み需要を狙ってさらにアマゾンギフト券を返礼品に。
- 2019年6月1日以降、返礼品について規制を伴う新たな制度となったふるさと納税。総務大臣は、泉佐野市をこの新しい制度の対象としないことにしたが、それについて泉佐野市が裁判を起こした。

裁判で問題になったこと

- 泉佐野市は、総務大臣の決定は「地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない」という地方自治法247条に反している！と主張
- また、総務大臣は、平成30年11月から新制度申請までの間に、過度な返礼品を用いて著しく多額の寄付金を受領した団体は除外するとしていた。これに対して泉佐野市は新制度の申請に際して、今後は返礼品を一切提供しないと申し出ていた。
- それにもかかわらず総務大臣は泉佐野市が過去において過度な返礼品を用いて多額の寄付金を集めていたことから、この過去の実績を重視して、泉佐野市を指定から除外した。
- 泉佐野市は「この総務大臣の対応は、要は過去の時点での実績を基準として判断しており、改正後の法を過去に遡って適用するのと結果的に同じではないか」と主張。

泉佐野市の最高裁判決（ざっくり）

- 2019年6月より前には返礼品についての法令上の規制はなかった。
- 国の職員は普通地方公共団体が国の行政機関が行った助言等に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないと規定されているのは、助言に従わなくても不利益な扱いを受ける根拠がないから、それを禁止している。
- 今回の場合には、新制度施行以前の一定期間の行動を基準にして不利益な扱いをするということになっているので、助言に従わなかったから不利益な取り扱いをするという側面があることは否定できない。そうすると、法律にそういうことをしてもいい根拠があるかどうか問題。
- 新制度では、きちんと適正な返礼品にとどめていない場合には不適合だから制度の適用をしないことになっているが、それは新制度の適用期間中に判断すると考えるのが自然で、新制度の始まる前の行動を基準にすることまで大臣に任されているとはいえない。

これからのふるさと納税

- 返礼品に規制がされたことで、各地方団体が、自分の身を削らなくても、同じくらいの水準で競争できるようになる…はず？
- コスパの良い返礼品目当てではなく、自治体の課題解決に寄付者の意思を反映させるガバメントクラウドファンディング（使途を指定した寄附金）は、返礼品をもらって終わりではなく、「応援したい自治体が活性化する過程をみる」「応援したプロジェクトを確認するために訪れる」など、持続的に寄付者と自治体の関係性をつくりだすのでは、という指摘も。
- さらに、地域内外の多くの市民からクラウドファンディング等を通じて資金提供を受けた事業者は、資金提供者の思いを直接受け止められることになるため、その思いに応えようと事業に対する意欲が一層高まることに加え、その資金を大切に使わなければならないというコスト意識も醸成される。また、当事者意識をもった資金提供者等から事業に対するモニタリングを受けることになる。

これからのふるさと納税と地方自治体

- 一方で、ガバメントクラウドファンディングのような手法は、自治体が「プロジェクト単位で出資者を募る」ことで資金調達をするということ。
- 「見せ方」の上手下手、宣伝にお金をかけられるかどうか、といったことが成否を握る可能性もあり、「地域住民が必要としていること」と「外から見てよさそうに見えること」が一致するとは限らない。
- 「地域住民が必要としていること」をうまく「外から見ても協力したいと思えること」として魅力的にみせていく必要？
- 一方、返礼品として「空家管理」を挙げる自治体なども出てきており、「実家が残っているが住んでいない」ような場合にうまくマッチする可能性もある。
- 居住者としてのみではない地方自治体との関わり方が促進される？

参考文献

- 佐藤主光「地方間格差と地方法人二税」東京財団政策研究所
- 林宏昭「地方分権と地方税改革の全体像」産研論集（関西学院大学）37号 2010.3
- 橋本恭之・鈴木善充「ふるさと納税制度の現状と課題」会計検査研究 No.54（2016.9）
- 末松智之「ふるさと納税の返礼率競争の分析」PRI Discussion Paper Series (No.20A-04)
- 伊藤将人「ふるさと納税の課題と可能性—2020年代ふるさと納税の行く先を考える—」<https://www.crowd-realty.com/article/>
- 佐野修久「地方自治体が政策実現手段として活用するクラウドファンディングの現状と課題」年報 公共政策学, 13, 47-65